

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案 要綱の正誤

正	誤
第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正 四 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能等の強化に関する事項 1～5 (略) 6 一般用医薬品の受渡しに関する事項 (一) (略) (二) (一)の登録を受けた者((三)及び(四)において「登録受渡業者」という。)に受渡しを委託する薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗においてその指定する者に受渡しを管理させなければならないものとするとともに、当該指定により受渡しを管理する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制並びに当該受渡しに係る業務につき、必要な注意をしなければならないものとする。(<u>第二十九条</u>の六第一項及び第二十九条の七第一項関係) (三)・(四) (略) 7・8 (略)	第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正 四 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能等の強化に関する事項 1～5 (略) 6 一般用医薬品の受渡しに関する事項 (一) (略) (二) (一)の登録を受けた者((三)及び(四)において「登録受渡業者」という。)に受渡しを委託する薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗においてその指定する者に受渡しを管理させなければならないものとするとともに、当該指定により受渡しを管理する者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その受渡しを管理するために必要な構造設備及び体制並びに当該受渡しに係る業務につき、必要な注意をしなければならないものとする。(<u>第二十九</u>の六第一項及び第二十九条の七第一項関係) (三)・(四) (略) 7・8 (略)